

平成 21 年度工事定期監査(第 2 期)の結果に基づき講じた措置等（産業振興局，建設局）

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算 エ 仮設支保工の計上 「神戸市土木工事標準積算基準」によれば、ボックスカルバートや張出し部分のあるコンクリート構造物を施工する場合には、コンクリートが硬化するまでの間、これを支える「支保工」を仮設材費用として計上する。 支保工には設置高さで支保耐力により「パイプサポート支保」と「くさび結合支保」の 2 種類があり、積算上は支保耐力とコンクリート厚さによってさらに 2 種類（説明上Ⅰ，Ⅱとする（以下同じ））に分類され、計 4 種類の支保工から施工条件に適したものを選択することとなっている。 しかし、以下の工事においては積算基準と異なる支保工を計上しているものがみられた。 施工条件を十分チェックして積算すべきであった。 ① 長田区の汚水幹線を分水する人孔の築造工事において、深さ 25m の地下構造物の中を 4 層構造（一部）としていたが、各層のコンクリート厚は 120cm 未満であり、「くさび結合支保Ⅰ」とすべきところを「くさび結合支保Ⅱ」としたため、過大となっていたもの （建設局下水道河川部工務課） [No.13 駒ヶ林分水人孔他築造工事]	本指摘事項が発生したのは、築造する構造物の形状や荷重条件にあわせ、適切な支保工を選定した上で積算すべきところ、単価適用条件を誤って積算したこと、及び審査が不十分であったことが原因である。 今後は、積算及び審査する担当者に本事例を周知するとともに、積算及び審査期間を確保するなど十分なチェックを行う。 なお、3 月 11 日開催の「建設部会」で説明し、関連する各所属において担当者への周知徹底を図った。 さらに、3 月 12 日に係会議を行い、周知徹底した。 ① 本工事においては、請負人と協議し、平成 22 年 6 月 23 日契約の第 2 回設計変更で是正した。 （建設局下水道河川部工務課）	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工 ケ 基礎地盤の地耐力不足 本工事は、北区の農業用水路を跨ぐ門型の鉄筋コンクリート橋梁を整備するものである。 構造を想定し各種の荷重を作用させ計算を行えば、底版に作用する地盤反力が求められ、底版を支持する地盤はこの地盤反力以上の支持力が必要になる。 工事に先立ち現地地盤状況をスウェーデン式サウンディングで調査し、南側の地盤については支持力が不足しているとして深さ 25cm 分を再生砕石に置き換えているが、下記の内容について不十分な対応がみられた。 ・計算上 205 kN/m²の支持力が必要であるが、100 kN/m²の支持力を想定した置換改良しか行っていない。 ・再生砕石で置換した後、必要な支持力が確保されていることを確認していない。 現地の地盤状況を調査するとともに、設計内容を確認した上で必要な支持力を確保するよう施工し、その支持力が確保されたことを現地で確認すべきであった。 (産業振興局農政計画課) [No.7 淡河地区三谷橋架設工事]	本橋梁の設計内容に関して十分に把握していなかった事が原因であり、今後は、着工前に構造計算等の設計内容、施工方法について必ず確認を行う事を、平成 22 年 3 月 10 日の所属内会議にて周知徹底した。 本橋梁については、基礎地盤の支持力を確保するための補強工事を平成 23 年 3 月に実施した。	措置済